

(別記様式第1 交付申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 交付申請書

孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業)に係る事業を実施したいので、標記交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

- 1 事業の目的 地方における孤独・孤立対策推進にかかる事業
- 2 交付申請金額 金 千円
- 3 交付対象事業の開始(予定)日
令和 年 月 日
- 4 交付対象事業の完了予定日
令和 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業) 所要額調(別添1)
 - (2) 令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業) 事業実施計画書(別添2)
 - (3) 令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業) 積算内訳書(別添3)
 - (4) 令和 年度 歳入歳出予算書(見込書) 抄本(写)

(別記様式第2 交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

地方公共団体の長 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった標記交付金については、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」
という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したの
で、適正化法第8条の規定により通知する。

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年 月 日
付 第 号申請書のとおりである。
- 2 交付決定額 金 千円
- 3 交付金の額の確定は、孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対
策推進事業)交付要綱(令和〇年〇月〇日内閣総理大臣決定。以下「交付要綱」
という。)第3条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 交付決定を受けた地方公共団体の長は、適正化法、補助金等に係る予算の執行
の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱に従わな
ければならない。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第16条に定めるところにより行わな
ければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第
1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日と
する。

(別記様式第3 申請取下書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 申請取下書

令和 年 月 日付 第 号で交付の申請を行った標記交付金の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(別記様式第4 変更交付申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 変更交付申請書

令和 年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた標記交付金について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 今回追加交付(一部取消)申請額 金 千円

	交付金既交付決定額 (A)	変更後交付金所要額 (B)	今回追加交付 (一部取消)申請額 (B) - (A)
孤独・孤立対策推進 交付金(地方におけ る孤独・孤立対策推 進事業)	千円	千円	千円

2 変更を受けようとする理由

3 交付対象事業の開始(予定)日

令和 年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

令和 年 月 日

注) 変更申請対象の事業ごとに以下の添付書類も併せて提出すること。

- ・ 変更前の交付決定通知書 (写)
- ・ 変更後の所要額調 (別記様式第 1 別添 1)
- ・ 変更後の事業実施計画書 (別記様式第 1 別添 2)
- ・ 変更後の積算内訳書 (別記様式第 1 別添 3)

(別記様式第5 変更交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

地方公共団体の長 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 変更交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった標記交付金については、次のとおり変更交付することに決定したので通知する。

記

交付決定額	金	千円
変更後交付決定額	金	千円
(うち、交付金追加交付決定額	金	千円)

(別記様式第6 変更申請取下書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 変更申請取下書

令和 年 月 日付 第 号で交付の申請を行った標記交付金の実施について、
その申請を取り下げたく、下記のとおり申請する。

記

1 変更申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 変更申請を取り下げる事由

(別記様式第7 中止(廃止)承認申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 交付事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業)交付要綱(令和〇年〇月〇日内閣総理大臣決定)第12条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1 既交付決定額 金 千円
- 2 中止(廃止)を必要とする理由

(別記様式第8 交付事業遅延届)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 交付事業遅延届

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記交付金について、孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業)交付要綱(令和〇年〇月〇日内閣総理大臣決定)第13条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 交付事業名
- 2 交付事業の内容及び進捗状況
- 3 遅延理由
- 4 遅延に対して講じた措置
- 5 遅延等が事業に及ぼす影響
- 6 交付事業の遂行及び完了の予定
- 7 その他
- 8 事業責任者及び担当者の所属・氏名、連絡先等

(別記様式第9 遂行状況報告書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) について、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第12条の規定により、令和 年
月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注) 遂行状況報告書(別添4)を添付すること。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第10 実績報告書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 実績報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された標記交付金の交付対象事業について 完了・ 会計年度が終了 したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 14 条の規定により、別紙のとおり報告する。

(添付書類)

- (1) 令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金 (地方における孤独・孤立対策推進事業) 精算書 (別添 5)
- (2) 令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金 (地方における孤独・孤立対策推進事業) 事業実績報告書 (別添 6)
- (3) 令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金 (地方における孤独・孤立対策推進事業) 精算内訳書 (別添 7)
- (4) 令和 年度 歳入歳出決算書 (見込書) 抄本
- (5) 事業実施主体別の内訳資料その他参考資料となる資料を添付すること。

(別記様式第11 交付額確定通知書)

番 号
令和 年 月 日

地方公共団体の長 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 交付額確定通知書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された標記交付金の交付対象事業にかかる交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式第12 消費税等仕入控除税額報告書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された標記交付金の交付対象事業
について、孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業) 交
付要綱(令和〇年〇月〇日内閣総理大臣決定) 第18条第1項の規定により報
告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(令和 年 月 日付 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額)
注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。 | 金 | 円 |

(別記様式第13 精算払請求書)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 精算払請求書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された標記交付金について、
孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業)交付要綱(令
和〇年〇月〇日内閣総理大臣決定)第19条第2項の規定により、下記のと
おり精算払を請求する。

記

精算払請求額 金 円

(別記様式第14 概算払請求書)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金
(地方における孤独・孤立対策推進事業) 概算払請求書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された標記交付金について、
孤独・孤立対策推進交付金(地方における孤独・孤立対策推進事業)交付要綱(令
和〇年〇月〇日内閣総理大臣決定)第19条第2項の規定により、下記の
とおり概算払を請求する。

記

概算払請求額 金 円

注) 概算払請求内訳書(別添8)を添付すること。

(別記様式第15 交付金調書)

令和 年度 孤独・孤立対策推進交付金（地方における孤独・孤立対策推進事業）調書

地方公共団体名 _____

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(別記様式第16 立入検査等職員身分証票)

表 面

9 cm

6.5
cm

第 号

年 月 日発行

官 職 氏 名

年 月 日生

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

内閣総理大臣

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。